

自転車の交通違反に**青切符**が導入！

令和8年4月1日～



**16歳以上の者が運転する自転車の交通違反に
交通反則通告制度が適用されます！**

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に、交通反則告知書（いわゆる「青切符」）が交付され、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰に科されない制度のことです。

※自転車の交通ルールが変わるものではありません。



何が変わるの？ → 検挙後の手続きが大きく変わります！



**違反行為
の現認**

※上記違反は一例です。



悪質・危険でない違反

指導警告

今までと
変わらない



悪質・危険な違反

検挙

**この後が
変わるよ！**



検挙後の手続き

従来どおり

交通反則通告制度が適用

重大な交通違反や事故を起こしたとき

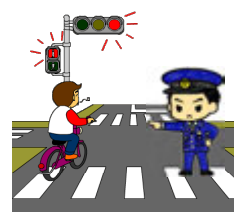
- (例)・酒酔い運転、酒気帯び運転
・交通違反により実際に交通事故を発生させる



刑事手続

16歳以上の者による反則行為

- (例)・遮断踏切立入り
・スマホを持って画面を注視、又は通話をする
・警察官の指導警告に従わず、違反行為を続け、又はしたとき



青切符

自転車をはじめとする軽車両の反則行為の種類と反則金の額

(令和8年4月1日施行)

反則行為の種類			反則金の額(円)
携帯電話使用等（保持）※ 1			12,000
放置 駐 車 違 反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	12,000
		高齢運転者等専用場所等以外	10,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	11,000
		高齢運転者等専用場所等以外	9,000
遮断踏切立入り			7,000
速度 超 過	25km以上30km未満		12,000
	20km以上25km未満		10,000
	15km以上20km未満		7,000
	15km未満		6,000
駐 停 車 違 反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	9,000
		高齢運転者等専用場所等以外	7,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	8,000
		高齢運転者等専用場所等以外	6,000
信号無視		赤色等	6,000
		点滅	5,000
通行区分違反			6,000
追越し違反			
踏切不停止等			
交差点安全進行義務違反			
環状交差点安全進行義務違反			
横断歩行者等妨害等			
安全運転義務違反			
通行禁止違反			5,000
歩行者用道路徐行違反			
歩行者等側方通過義務違反			
急ブレーキ禁止違反			
法定横断等禁止違反			
路面電車後方不停止			
優先道路通行車妨害等			
環状交差点通行車妨害等			
徐行場所違反			
指定場所一時不停止等			
幼児等通行妨害			
安全地帯徐行違反			
被側方通過車義務違反			
通行帯違反			
道路外出右左折合図車妨害			
指定横断等禁止違反			
車間距離不保持			
進路変更禁止違反			
追い付かれた車両の義務違反			

反則行為の種類	反則金の額(円)
乗合自動車発進妨害	5,000
割込み等	
交差点右左折等合図車妨害	
交差点優先車妨害	
緊急車妨害等	
交差点等進入禁止違反	
無灯火	
減光等義務違反	
警音器吹鳴義務違反 ※ 1	
乗車積載方法違反	
軽車両整備不良	
自転車制動装置不良	
泥はね運転	
転落等防止措置義務違反	
転落積載物等危険防止措置義務違反	
安全不確認ドア開放等	
停止措置義務違反	
公安委員会遵守事項違反	
通行許可条件違反	3,000
歩道徐行等義務違反 ※ 2	
路側帯進行方法違反	
並進禁止違反	
道路外出右左折方法違反	
交差点右左折方法違反	
環状交差点左折等方法違反	
軽車両乗車積載制限違反	
制限外許可条件違反	
原付等牽引違反	
自転車道通行義務違反 ※ 2	
警音器使用制限違反	

※1 自転車対象(自転車以外の軽車両を除く)
※2 普通自転車が対象

etc.

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を
守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



詳しくは警察庁HPに掲載されている『自転車安全・安心に利用
するために—自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入—
【自転車ルールブック】』をご覧ください。

自転車 ルールブック

検索

